

盛岡市市税条例等について

平成 30 年 5 月 28 日

財政部

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、個人市民税を非課税とする者、基礎控除額の控除を受ける者等の要件を改めるとともに、市たばこ税の税率を段階的に引き上げるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫のうち市民税を非課税とする者を、前年の合計所得金額が 135万円以下（現行 125万円以下）の者とする。

イ 均等割のみを課すべき者のうち、均等割を非課税とする者を次のとおり改める。

【改正前】 前年の合計所得金額が31万 5,000円に同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万 9,000円を加算した金額）以下である者

【改正後】 前年の合計所得金額が31万 5,000円に同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万 9,000円を加算した金額）以下である者

ウ 所得割の納税義務者のうち、基礎控除額の控除を受ける者及び所得割の額から一定額の控除を受ける者を、前年の合計所得金額が 2,500万円以下である者に限ることとする。

エ 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合の市・県民税申告書の提出を不要とする。

オ 所得割を課すべき者のうち、当分の間、所得割を非課税とする者を次のとおり改める。

【改正前】 前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円に同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者

【改正後】 前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円に同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者

(2) 法人市民税関係

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等である内国法人は、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、納税申告書に記載すべき事項を、地方税関係手続用電子計算処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法等により市長に提供することにより、行わなければならないこととする。

(3) 固定資産税関係

ア 中小事業者等が生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から平成33年3月31日までの期間内に認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する機械装置等に係る課税標準となるべき価格に乘ずる割合を、零とする。

イ 課税標準の特例に関する規定について引用条項の整理を行う。

(4) 市たばこ税関係

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる期間における市たばこ税の税率を、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める税率とする。

(ア) 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで 1,000本につき 5,692円

(イ) 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 1,000本につき 6,122円

(ウ) 平成33年10月1日以後 1,000本につき 6,552円

イ 製造たばこの区分として加熱式たばこの区分を設けることとする。

ウ 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第3条第1項に規定する会社により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなし、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことする。

エ 加熱式たばこの課税標準を、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。

(ア) 加熱式たばこの重量（フィルター等の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(イ) 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算する方法

オ エに定める課税標準は段階的に導入することとし、次の(ア)から(エ)までに掲げる期間における加熱式たばこの課税標準は、それぞれ次の(ア)から(エ)までに定めるとおりとする。

(ア) 平成30年10月1日から平成31年9月30日まで 加熱式たばこの重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法（以下「現行換算方法」という。）により換算した紙巻たばこの本数に100分の80を乗じて計算した紙巻たばこの本数及びエの方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の20を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数

(イ) 平成31年10月1日から平成32年9月30日まで 現行換算方法により換算した紙巻たばこ

の本数に 100分の60を乗じて計算した紙巻たばこの本数及びエの方法により換算した紙巻
たばこの本数に 100分の40を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数

(ウ) 平成32年10月 1日から平成33年 9月30日まで 現行換算方法により換算した紙巻たばこの本数に 100分の40を乗じて計算した紙巻たばこの本数及びエの方法により換算した紙巻
たばこの本数に 100分の60を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数

(イ) 平成33年10月 1日から平成34年 9月30日まで 現行換算方法により換算した紙巻たばこの本数に 100分の20を乗じて計算した紙巻たばこの本数及びエの方法により換算した紙巻
たばこの本数に 100分の80を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数

カ 次に掲げる日において、卸売販売業者等が、同日前に売渡し等が行われた製造たばこを販
売のために2万本以上所持する場合、当該卸売販売業者等に対し、その所持する製造たばこ
について、税率の引上げ分に相当する市たばこ税を課税する。

(ア) 平成30年10月 1日

(イ) 平成32年10月 1日

(ウ) 平成33年10月 1日

キ 盛岡市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）において講じた紙巻たばこ
3級品に係る市たばこ税の税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31
日までの間の税率は、同年9月30日まで適用を延長することとする。

3 施行期日

- (1) 2-(4) ア ((ア) に係る部分に限る。), イ, ウ, オ ((イ) に係る部分に限る。), カ ((
カ) に係る部分に限る。) 及びキ 平成30年10月 1日
- (2) 2-(1) エ 平成31年 1月 1日
- (3) 2-(3) イ 平成31年 4月 1日
- (4) 2-(4) オ ((イ) に係る部分に限る。) 平成31年10月 1日
- (5) 2-(2) 平成32年 4月 1日
- (6) 2-(4) ア ((イ) に係る部分に限る。), オ ((ウ) に係る部分に限る。) 及びカ ((イ) に係
る部分に限る。) 平成32年10月 1日
- (7) 2-(1) ア, イ, ウ及びオ 平成33年 1月 1日
- (8) 2-(4) ア ((ウ) に係る部分に限る。), オ ((エ) に係る部分に限る。) 及びカ ((ウ) に係
る部分に限る。) 平成33年10月 1日
- (9) 2-(4) エ 平成34年10月 1日
- (10) 2-(3) ア 生産性向上特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日